

○会津若松地方広域市町村圏整備組合規約

(昭和47年4月1日福島県知事許可)

改正	昭和50年 5月 1日福島県知事許可	昭和51年 8月 1日福島県知事許可
	昭和53年 5月29日福島県知事許可	昭和54年 3月28日福島県知事許可
	昭和57年 9月17日福島県知事許可	昭和58年 1月19日福島県知事許可
	平成 3年11月25日福島県知事許可	平成 4年 8月20日福島県指令地第784号
	平成 8年 1月 4日福島県知事許可	平成11年 4月 1日福島県知事許可
	平成13年 4月 1日福島県知事許可	平成17年 1月25日福島県知事許可
	平成18年 1月17日福島県知事許可	平成18年 4月18日福島県知事許可
	平成19年 4月 1日福島県知事許可	平成21年 1月21日福島県知事許可
	平成22年 1月21日構成市町村長協議	平成23年 2月 4日福島県知事許可
	平成25年 4月 1日福島県知事許可	

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第2条 組合は、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(昭54福島県知事許可、平4福島県指令地784、平17福島県知事許可、平18福島県知事許可・一部改正、平18福島県知事許可・全改)

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 組合市町村内の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業の実施及び連絡調整に関する事。
- (2) 消防に関する事（ただし、消防団に関する事を除く。）。
- (3) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事。
- (4) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事。
- (5) 研修（組合市町村の任命権者が行う研修を除く。）に関する事。
- (6) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事。
- (7) 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事。（会津若松市、会津坂下町及び会津美里町に限る。）

(昭51福島県知事許可、昭57福島県知事許可、平8福島県知事許可、平11福島県知事許可、平13福島県知事許可、平18福島県知事許可、平21福島県知事許可、平23福島県知事許可・一部改正、)

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、福島県会津若松市中央三丁目10番12号に置く。

(昭53福島県知事許可、昭58福島県知事許可・一部改正)

第2章 組合の議会

(議員の定数)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、20人とし、その選出区分は次のとおりとする。

会津若松市 7人 磐梯町 1人 猪苗代町 2人 会津坂下町 2人 湯川村
1人 柳津町 1人 三島町 1人 金山町 1人 昭和村 1人 会津美里町
3人

2 組合議員は、組合市町村の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員となった議員を選挙した組合市町村の議会において、すみやかに補欠議員を選挙しなければならない。

(昭54福島県知事許可、平4福島県指令地784、平17福島県知事許可、平18福島県知事許可・一部改正)

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員の任期による。

2 補欠選挙により選挙された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の異動通知)

第7条 組合市町村の長は、当該市町村にかかる組合議員が定まったとき、又は当該組合議員に異動を生じたときは、直ちに管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちからそれぞれ選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者1人、副管理者9人を置く。

2 前項の管理者及び副管理者は、組合市町村の長がそれぞれ互選する。

3 管理者及び副管理者の任期は、組合市町村の長の任期による。

4 管理者に事故あるときは、管理者があらかじめ指定する順序により、副管理者がその職務を代理する。

(平17福島県知事許可、平18福島県知事許可・一部改正)

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、会津若松市の会計管理者をもって、これにあてる。

(平19福島県知事許可・一部改正)

(消防長)

第 1 1 条 組合に消防長を置く。

2 消防長は、管理者がこれを任免する。

(職員)

第 1 2 条 組合に職員及び消防職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。ただし、消防職員は、消防長が管理者の承認を得てこれを任免する。

3 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(平 1 9 福島県知事許可・一部改正)

(監査委員)

第 1 3 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者から選任された者にあつては 4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

(昭 5 0 福島県知事許可、平 3 福島県知事許可・一部改正)

第 4 章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第 1 4 条 組合の経費は、組合市町村の負担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 前項の負担金の負担割合は、別表第 1 のとおりとする。ただし、施設の整備並びに財産の取得及び処分等に要する経費で、これによりがたい場合の負担割合は、組合市町村の長の協議により定める。

(昭 5 1 福島県知事許可、平 8 福島県知事許可、平 1 1 福島県知事許可、平 1 3 福島県知事許可、平 1 8 福島県知事許可・一部改正)

(経費の支弁方法の特例)

第 1 4 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず第 3 条第 7 号に規定する事務に要する経費は、同号に規定する団体からの供給用水料金及びその他の収入をもってこれにあてる。ただし、不足するときは、次に掲げる負担割合を基準として、当該団体の長の協議により定めた額を負担する。

- (1) 会津若松市 4 2 . 6 パーセント
- (2) 会津坂下町 3 6 . 4 パーセント
- (3) 会津美里町 2 1 . 0 パーセント

(平 2 1 福島県知事許可・追加)

第 5 章 基金の設置

(平 8 福島県知事許可・追加)

(基金の設置)

第15条 組合は、会津地域の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するため、あいづふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、組合市町村からの出資金等により造成し、その出資割合は、別表第2のとおりとする。

3 前項により造成された基金のうち、組合市町村からの出資金に相当する額は、取り崩すことができない。

4 基金が廃止されたときは、組合市町村からの出資金に相当する額は、当該市町村に帰属するものとする。

(平8福島県知事許可・追加)

第6章 補則

(平8福島県知事許可・旧5章繰下)

第16条 この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

(平8福島県知事許可・旧15条繰下)

附 則

(施行期日等)

1 この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

(平17福島県知事許可・一部改正)

(会津若松市及び北会津村の廃置分合に伴う経費の支弁方法の特例)

2 平成16年11月1日から平成17年9月30日までに限り、第3条第1号及び第3号に掲げる事務に要する経費のうち別表第1に掲げる均等割の負担割合は、次の表のとおりとする。

市 町 村 名	負 担 割 合
会津若松市	1 4 分 の 2
磐梯町	1 4 分 の 1
猪苗代町	1 4 分 の 1
河東町	1 4 分 の 1
会津坂下町	1 4 分 の 1
湯川村	1 4 分 の 1
柳津町	1 4 分 の 1
会津高田町	1 4 分 の 1
会津本郷町	1 4 分 の 1
新鶴村	1 4 分 の 1
三島町	1 4 分 の 1
金山町	1 4 分 の 1
昭和村	1 4 分 の 1

(平17福島県知事許可、平18福島県知事許可・一部改正)

(会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の廃置分合に伴う経費の支弁方法の特例)

- 3 平成17年10月1日から同月31日までに限り、第3条第1号及び第3号に掲げる事務に要する経費のうち別表第1に掲げる均等割の負担割合は、次の表のとおりとする。

市 町 村 名	負 担 割 合
会津若松市	1 4 分 の 2
磐梯町	1 4 分 の 1
猪苗代町	1 4 分 の 1
河東町	1 4 分 の 1
会津坂下町	1 4 分 の 1
湯川村	1 4 分 の 1
柳津町	1 4 分 の 1
会津美里町	1 4 分 の 3
三島町	1 4 分 の 1
金山町	1 4 分 の 1
昭和村	1 4 分 の 1

(平18福島県知事許可・追加)

(会津若松市及び河東町の廃置分合に伴う経費の支弁方法の特例)

- 4 平成17年11月1日から平成18年3月31日までに限り、第3条第1号及び第3号に掲げる事務に要する経費のうち別表第1に掲げる均等割の負担割合は、次の表のとおりとする。

市 町 村 名	負 担 割 合
会津若松市	1 4 分 の 3
磐梯町	1 4 分 の 1
猪苗代町	1 4 分 の 1
河東町	1 4 分 の 1
会津坂下町	1 4 分 の 1
湯川村	1 4 分 の 1
柳津町	1 4 分 の 1
会津美里町	1 4 分 の 3
三島町	1 4 分 の 1
金山町	1 4 分 の 1
昭和村	1 4 分 の 1

(平18福島県知事許可・追加)

(消防事務に係る負担割合の経過措置)

- 5 平成18年度から平成21年度までの町及び村の負担割合に限り、各年度における別表第1第3条第2号に規定する事務の項備考の欄の数値は、次の表の算式により算定した数値とする。

年 度	算 式
平成 1 8 年 度	$69.8\% + \left(\left(\text{（会津若松市合併関係市町村それぞれの平成17年度の消防費に係る基準財政需要額に会津若松市にあつては100分の85.5を、北会津村及び河東町にあつては100分の69.8を乗じて得た額を合算した額} \div \text{会津若松市合併関係市町村それぞれの平成17年度の消防費に係る基準財政需要額を合算した額} \right) - 69.8\% \right) \div 5$
平成 1 9 年 度	$\text{平成18年度の算定数値} + \left(\left(\text{（会津若松市合併関係市町村それぞれの平成18年度の消防費に係る基準財政需要額に会津若松市にあつては100分の85.5を、北会津村及び河東町にあつては100分の69.8を乗じて得た額を合算した額} \div \text{会津若松市合併関係市町村それぞれの平成18年度の消防費に係る基準財政需要額を合算した額} \right) - \text{平成18年度の算定数値} \right) \div 4$
平成 2 0 年 度	$\text{平成19年度の算定数値} + \left(\left(\text{（会津若松市合併関係市町村それぞれの平成19年度の消防費に係る基準財政需要額に会津若松市にあつては100分の85.5を、北会津村及び河東町にあつては100分の69.8を乗じて得た額を合算した額} \div \text{会津若松市合併関係市町村それぞれの平成19年度の消防費に係る基準財政需要額を合算した額} \right) - \text{平成19年度の算定数値} \right) \div 3$
平成 2 1 年 度	$\text{平成20年度の算定数値} + \left(\left(\text{（会津若松市合併関係市町村それぞれの平成20年度の消防費に係る基準財政需要額に会津若松市にあつては100分の85.5を、北会津村及び河東町にあつては100分の69.8を乗じて得た額を合算した額} \div \text{会津若松市合併関係市町村それぞれの平成20年度の消防費に係る基準財政需要額を合算した額} \right) - \text{平成20年度の算定数値} \right) \div 2$

(平18福島県知事許可・追加)

(平成18年度のごみ処理施設の運営等の事務に係る負担金の負担割合)

- 6 平成18年度の第3条第3号及び第4号に掲げる事務に係る組合市町村の負担金の負担割合は、解散前の会津地区広域事業組合同規約（昭和40年福島県知事許可第849号）の例による。

(平18福島県知事許可・追加)

(会津地区広域事業組合の事務の承継)

- 7 組合は、平成18年8月31日をもって解散する会津地区広域事業組合の事務を承継する。

(平18福島県知事許可・追加)

(会津若松地方水道用水供給企業団の事務の承継)

- 8 組合は、平成21年3月31日をもって解散する会津若松地方水道用水供給企業団の事務を承継する。

(平21福島県知事許可・追加)

附 則 (昭和50年5月1日福島県知事許可)

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和51年8月1日福島県知事許可)

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和 53 年 5 月 29 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和 54 年 3 月 28 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和 57 年 9 月 17 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和 58 年 1 月 19 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、変更後の会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の規定は、昭和 57 年 2 月 28 日から適用する。

附 則 （平成 3 年 1 月 25 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成 4 年 8 月 20 日福島県指令地第七八四号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、変更後の会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表の改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 8 年 1 月 4 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成 11 年 4 月 1 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成 13 年 4 月 1 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成 17 年 1 月 25 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、変更後の会津若松地方広域市町村圏整備組合格約は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 18 年 1 月 17 日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の規定は平成 17 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の規定は同年 1 月 1 日から適用し、第 3 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 4 月 18 日福島県知事許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条及び第 5 条第 1 項の改正規定、附則の改正規定並びに次項の規定は平成 18 年 9 月 1 日から、別表第 1 の改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（議員の定数の特例）

- 2 平成 18 年 9 月 1 日から改正後の第 5 条第 1 項の規定に基づき会津美里町の議会において組合議員が選挙されるまでの間に限り、改正後の同項の規定の適用については、同項中「20 人」とあるのは「21 人」と、「3 人」とあるのは「4 人」と

する。

附 則 （平成19年4月1日福島県知事許可）

（施行期日等）

- 1 この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合格約は、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その在任中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合において、第10条中「会計管理者」とあるのは、「収入役」とする。

附 則 （平成21年1月21日福島県知事許可）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年1月21日構成市町村長協議）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年2月4日福島県知事許可）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日福島県知事許可）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

別表第 1 (第 1 4 条関係)

(昭 5 7 福島県知事許可、平 3 福島県知事許可、平 4 福島県指令地 7 8 4 ・一部改正、平 8 福島県知事許可・旧別表一部改正、平 1 1 福島県知事許可、平 1 3 福島県知事許可、平 1 8 福島県知事許可、平成 2 2 構成市町村長協議・一部改正)

区 分	割 合	備 考
第 3 条第 1 号及び第 5 号に規定する事務	均等割 1 0 % 人口割 9 0 % ただし、あいづふるさと基金の運用に係る経費については、人口割 1 0 0 %	
第 3 条第 2 号に規定する事務	地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）に規定する消防費に係る前年度の基準財政需要額に備考欄に掲げる数値を乗じて得た額の各組合市町村の同額の合計額に対する按分率	合併前の会津若松市、北会津村及び河東町（以下「会津若松市合併関係市町村」という。）それぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額に同市にあっては 1 0 0 分の 8 5 . 5 を、同村及び同町にあっては 1 0 0 分の 6 9 . 8 を乗じて得た額の合算額を会津若松市合併関係市町村それぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額の合算額で除して得た数値
第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する事務	利用実績割 1 0 0 %	
第 3 条第 6 号に規定する事務	均等割 1 0 % 申請件数割 9 0 %	

別表第 2 (第 1 5 条関係) (平 8 福島県知事許可・追加)

第 1 5 条第 2 項に規定する出資の割合	人 口 割 1 0 0 % ただし、人口割の算定基礎は、平成 2 年の国勢調査人口とする。
------------------------	--